事業契約書(案)

1	事 業 名	
2	工事場所	兵庫県赤穂市 地内
3	屋行期間	着 手 年 月 日
	履行期間	完 成 年 月 日
4	±⊓ √/-	¥
	契約金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
5	契約保証金	¥
6	その他	

上記の事業について、発注者赤穂市と受注者

とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	住	所	赤穂市加里屋81番地
	氏	名	赤穂市
			赤穂市長
受注者	住	所_	
代表企業	氏	名	
		_	
構成企業	住	所_	
	氏	名	<u> </u>
構成企業	住	所_	
	氏	名	<u> </u>
	. •		
構成企業	住	所_	
	氏	名	印

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(特約条項、特記事項等が付された場合はこれを含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(公募型プロポーザルにおいて公表した、募集要項、要求水準書、この契約書その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。以下同じ。)及び提案書類(受注者が手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 この契約書における用語の定義は、特別の定めがある場合を除き、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「設計図書」とは、要求水準書等、提案書類及び設計成果物をいう。
 - (2) 「設計業務」とは、要求水準書等に記載する事前調査業務、設計業務、各種許認可申 請等業務及び工事監理業務をいう。
 - (3) 「工事業務」とは、要求水準書等に記載する建設業務、各種調達・搬入設置業務、周 辺整備業務及び開業準備支援業務をいう。
 - (4) 「設計成果物」とは、受注者が設計業務で作成した図書、官公庁申請図書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。
 - (5) 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
 - (6) 「設計費」とは、契約金額のうち、設計業務に係る費用をいう。
 - (7) 「施工費」とは、契約金額のうち、工事業務に係る費用をいう。
- 3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間内に完了 し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約金額を支 払うものとする。
- 4 受注者は、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合及び発注者と受注者との協議により定めたものがある場合を除き、設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所を もって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は 第43条第3項各号又は第81条第2項第3号から第5号までに規定する契約の解除による損害 についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、この契約の設計成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第50条第2項の規定による検査に合格したもの及び第91条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の工事目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、施工費債権の譲渡 により得た金銭をこの契約の工事目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、ま たその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、設計業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対し、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称 その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法(工事材料、施工方法等含む。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法(工事材料、施工方法等含む。)を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(統括責任者等)

- 第7条 受注者は、業務全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、発注者に 通知しなければならない。統括責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 受注者は、統括責任者のほかに要求水準書に定める設計業務責任者、工事監理業務責任 者、建設業務責任者(第48条の規定による監理技術者とする。)及び調理機器等調達業務 責任者(以下「各業務責任者」をいう。)を配置し、発注者に通知しなければならない。 これらの担当者を変更した場合も同様とする。
- 3 受注者は要求水準書の定めるところに従い、発注者、前項に定める各業務責任者等が参加する連絡会議を月1回以上開催しなければならない。

(監督員)

- 第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の各業務責任者、現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 設計業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
 - (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの

監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承 諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとす る。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告 しなければならない。

第2章 設計業務に関する内容

(設計業務工程表の提出)

- 第10条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて設計業務工程表を作成し、 発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の設計業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により設計業務の実施期間(以下「設計期間」という)又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 設計業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (著作権の譲渡等)
- 第11条 受注者は、設計成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の 内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計成果物が著作物に該 当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名 を変更することができる。
- 3 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、設計成果物(設計業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができ

る。

- 5 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条 第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第124条 の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別 に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。 (業務責任者)
- 第12条 受注者は、この契約の履行に係る責任者を選任し、発注者にその氏名その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 受注者は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、発注者に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 受注者は、業務責任者に、受注者の従業員その他設計業務に従事する者の指揮監督を行わせるとともに、この契約の履行の管理及び発注者との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 受注者は、業務責任者がその職務を適正に行わないときその他発注者が必要があると認めるときで、発注者が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。
- 5 発注者が受注者に対して設計業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行 うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

(使用人に関する受注者の責任)

- 第13条 受注者は、設計業務の実施につき用いた使用人による設計業務上の行為について は、一切の責任を負う。
- 2 受注者は、法令で資格の定めのある設計業務に従事させる受注者の使用人については、 その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を 変更したときも同様とする。受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求が あるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(設計業務の調査等)

第14条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して設計業務の処理状況につき調査を し、又は報告を求めることができる。

(設計図書と設計業務内容が一致しない場合の修補義務)

第15条 受注者は、設計業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

- 第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能 となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、 又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

- 第17条 受注者は、設計業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発 見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注 者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は設計業務に関する指示(以下この条及び第20条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下この条及び第29条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動し

たため、受注者が設計業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、設計業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計業務の中止内容を受注者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は受注者が設計業務の続行に備え設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務に係る受注者の提案)

- 第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めると きは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認め られるときは、設計期間又は設計費を変更しなければならない。

(適正な設計期間の設定)

第21条 発注者は、設計期間の延長又は短縮を行うときは、この設計業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による設計期間の延長)

- 第22条 受注者は、その責めに帰することができない事由により設計期間内に設計業務を 完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に設計期間の延 長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計期間を延長しなければならない。発注者は、その設計期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計期間の短縮)

- 第23条 発注者は、特別の理由により設計期間を短縮する必要があるときは、設計期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは設計費を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計期間の変更方法)

- 第24条 設計期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が設計期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が設計期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、

受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (設計費の変更方法等)

- 第25条 設計費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 (臨機の措置)
- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなけれ ばならない。
- 3 発注者は、災害防止その他設計業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が設計費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他設計業務を行うにつき 生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところ により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事 由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害 (第3項に規定する損害を除く。) について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 設計業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、

発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、設計業務を行うにつき受注者が 善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 設計成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該 基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないも の(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される設計業務の出来形部分(以下 この条及び第42条において「設計業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬 入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況 を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(設計業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受注者の設計業務に関する記録等により確認することができるものに 係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち設計費の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 設計業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた設計業務の出来形部分に相応する設計費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該設計業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「設計費の100分の1を超える額」とあるのは「設計費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して設計業務完了届を 提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の設計業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、設計業務について補修を命ぜられたときは、受注者 は遅滞なく当該補修を行い、発注者に補修完了の届を提出して再検査を受けなければな らない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該設計成果物を発注者に引き渡すものとする。

(引渡し前における設計成果物の使用)

- 第31条 発注者は、第30条第4項の規定による引渡し前においても、設計成果物の全部又は 一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に 損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (契約不適合責任)
- 第32条 発注者は、引き渡された設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この章において「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、 設計成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(設計業務に係る契約不適合責任期間)

- 第33条 発注者は、引き渡された設計成果物に関し、第30条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法に

よる請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、 民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができ る。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、設計成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された設計成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第34条 発注者は、設計業務が完了するまでの間は、次条又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、設計業務に着手すべき期日を過ぎても設計業務に着手しないとき。
 - (2) 設計期間内に完了しないとき又は設計期間経過後相当の期間内に設計業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
 - (1) 第3条第1項の規定に違反して設計費債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の設計成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の設計成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
 - (5) 契約の設計成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内

に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで あるとき。
- (7) 第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が第44条の各号のいずれかに該当するとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第38条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第39条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること ができる。
 - (1) 第18条の規定により設計図書を変更したため設計費が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第19条の規定による設計業務の中止期間が設計期間の10分の5 (設計期間の10分の5 が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が設計業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の設計業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第40条 第38条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであると きは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除の効果)

- 第41条 発注者は、この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の 引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した 部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた 既履行部分に相応する設計費(以下この条及び次条において「既履行部分設計費」とい う。)を受注者に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (解除に伴う措置)
- 第42条 受注者は、この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者

が所有又は管理する設計業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 設計業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第35条、第36条又は次条第3項の規定によるときは受注者が負担し、 第34条、第38条又は第39条の規定によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する設計業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除 が第35条、第36条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第34条、第38条又は第39条 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定す る受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定め るものとする。
- 6 設計業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 設計期間内に設計業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の設計成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第35条又は第36条の規定により設計成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、設計費の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな い。
 - (1) 第35条又は第36条の規定により設計成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 設計成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰 することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、設計費から既履 行部分に相応する設計費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で 計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第44条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第 2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、 発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。 (暴力団排除措置による解除)
- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の責を負わないものとする。
 - (1) 赤穂市暴力団排除条例(平成24年赤穂市条例第11号)第2条各号に基づく暴力団 及び暴力団員並びに暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)であると判明したと き。
 - (2) 受注者が設計業務の一部を第三者に行わせる場合(以下「第三者に行わせる場合」という。)、その第三者が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 受注者が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるとき、発注者が受注者に対して、その第三者と契約をしないよう、又はその第三者と締結している契約を解除するよう求めたにもかかわらず、その求めに従わなかったとき。

(保険)

第45条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

第3章 工事に関する内容

(関連工事の調整)

第46条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の 工事業務が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調 整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者 の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事業務工程表)

- 第47条 受注者は、第30条の規定により設計成果物を発注者に引き渡した日から7日以内に 設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第48条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に該当する場合は、 専任の主任技術者)又は監理技術者(建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)
 - (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ)
 - (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、施工費の変更、工事業務の実施期間(以下「施工期間」という)の変更、施工費の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び 権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現 場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しな ければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同 じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事業務関係者に関する措置請求)

- 第49条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)その他受注者が工事業務を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事業務の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第50条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質

- が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を 受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使 用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担 とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬 出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第51条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、 その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見 本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができ る。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事業務の施工を適切に 行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、 当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の 整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第52条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械道具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の 負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、 当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、 又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなけれ ばならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発 注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、 品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見すること が困難であったものに限る。)があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに 発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品 名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは施工期間若しくは施工 費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事業務の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第53条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事業務の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事業務の施工上必要とする日(設計図書 に特別定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事業務の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、 当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができない。また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけ ればならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意

見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第54条 受注者は、工事業務の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは施工期間若しくは施工費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第50条第2項又は第51条第1項から第3項までの規定に違反した場合 において、必要があると認められるときは、工事業務の施工部分を破壊して検査すること ができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事業務の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を 受注者に通知して、工事業務の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第55条 受注者は、工事業務の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わな

いもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは施工期間若しくは施工費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第56条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、 設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められ るときは施工期間若しくは施工費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な 費用を負担しなければならない。

(工事業務の中止)

- 第57条 工事用地等の確保ができない等のため又は防風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事業務を施工できないと認められるときは、発注者は、工事業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事業務の中止内容を受注者に通知して、工事業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事業務の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは施工期間若しくは施工費を変更し、又は受注者が工事業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い施工期間の禁止)

第58条 発注者は、施工期間の延長又は短縮を行うときは、この工事業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による施工期間の延長)

- 第59条 受注者は、天候の不良、第46条の規定に基づく関連工事業務の調整への協力その他 受注者の責めに帰すことができない事由により施工期間内に工事業務を完成することが できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に施工期間の延長変更を請求す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、施工期間を延長しなければならない。発注者は、その施工期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、施工費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による施工期間の短縮)

- 第60条 発注者は、特別の理由により施工期間を短縮する必要があるときは、施工期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは施工費を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(施工期間の変更方法)

- 第61条 施工期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が施工期間の変更事由が生じた日(第59条の場合にあっては発注者が施工期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が施工期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(施工費の変更方法等)

- 第62条 施工費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、施工費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発 注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 (賃金又は物価の変動に基づく施工費の変更)
- 第63条 発注者又は受注者は、施工期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施工費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施工費の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(施工費から当該請求時の出来形部分に相応する施工費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、施工費の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数 等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協 議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により施工費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく施工費変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、施工費が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、 施工費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施工費が著しく不適当となったときは、発注者 又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、施工費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、施工費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者

に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日 又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の 日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第64条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事業務の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に 対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が施工費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第65条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事業務の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第67条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第83条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第66条 工事業務の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第83条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事業務の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損 害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事業務の施工につき受注者が善 良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事業務の施工について第三者との間に紛糾を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)
- 第67条 工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第83条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を

発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械 器具であって第50条第2項、第51条第1項若しくは第2項又は第91条第3項の規定による検 査、立会いその他受注者の工事業務に関する記録等により確認することができるものに 係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損 害合計額」という。)のうち施工費の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する施工費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する施工費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該 工事業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目 的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復 することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修 繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「施工費の100分の1を超える額」とあるのは「施工費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(施工費の変更に代える設計図書の変更)

- 第68条 発注者は、第6条、第52条、第54条から第57条まで、第59条、第60条、第63条から 第65条まで、前条又は第70条の規定により施工費を増額すべき場合又は費用を負担すべ き場合において、特別の理由があるときは、施工費の増額又は負担額の全部又は一部に代 えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注 者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場 合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が施工費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第69条 受注者は、工事業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注

者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事業務の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを施工費の 支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者 は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を 受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事業務の完成とみなして前 各項の規定を適用する。

(中間検査)

第69条の2 発注者は、必要がある場合には、工事業務施工の中途において、発注者の指定 する出来形部分について検査を行うことができる。

(部分使用)

- 第70条 発注者は、第69条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の 全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注 者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (契約不適合責任)
- 第71条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項又は第3項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しく は監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又 は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 (発注者の任意解除権)
- 第72条 発注者は、工事業務が完成するまでの間は、次条又は第74条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第73条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第3条第4項の規定に違反し、この契約の目的物に係る工事業務の施工以外に施工費債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、工事業務に着手すべき期日を過ぎても工事業務に着手しないとき。
 - (3) 施工期間内に完成しないとき又は施工期間経過後相当の期間内に工事業務を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (4) 第48条第1項第2号に掲げる者(監理技術者補佐を除く。)を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく第71条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第74条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除 をすることができる。
 - (1) 第3条第1項の規定に違反し、施工費債権を譲渡したとき。
 - (2) 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事業務の施工以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を 除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものである レき
 - (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
 - (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を

しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第77条又は第78条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると き。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の 購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと き。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第75条 前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第76条 第2条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証 証券による保証が付された場合において、受注者が第73条各号又は第74条各号のいずれ かに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対 して、他の建設業者を選定し、工事業務を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この 条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号 に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者 に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 施工費債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る施工費とし

て受注者に既に支払われたものを除く。)

- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を担保する債務(受注者が施工した出来高部分の契約不適合に係る者を除く。)
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第66条の規定により受注者が施工した工事業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に 規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の 規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対 して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払 われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。 (受注者の催告による解除権)
- 第77条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第78条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第56条の規定により設計図書を変更したため施工費が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第57条の規定による工事業務の施工の中止期間が施工期間の10分の5(施工期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第79条 第77条及び前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第77条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第80条 発注者は、この契約が工事業務の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施工費を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第88条(第94条において準用する場合を含む。)の規定による前 払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第91条及び第 95条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を 控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する施工費から控除する。この場合において、

受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第73条、第74条又は次条第2項第3号から第5号までの規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第72条、第77条又は第78条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事業務の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事業務の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事業務の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第73条、第74条又は次条第2項第3号から第5号までの規定によるときは発注者が定め、第72条、第77条又は第78条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第81条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 施工期間内に工事業務を完成することができないとき。
 - (2) 第71条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (3) 第73条又は第74条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、施工費の

10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第73条又は第74条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者 の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号か ら第5号までを除く。)の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、施工費から部分 引渡しを受けた部分に相応する施工費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 5 第2項の場合(第74条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(工事業務に係る契約不適合責任期間)

- 第82条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第69条第4項又は第5項(第92条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、監督員 が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただ し、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合につ いては、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求 等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには

適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定に関わらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の進入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の 指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。

ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

(あっせん又は調停)

- 第83条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずる ものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 第84条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門 技術者その他受注者が工事業務を施工するために使用している下請負人、労働者等の工 事業務の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 第49条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注 者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第 5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請 求することができない。

(仲裁)

第85条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第4章 契約金額の支払い等に関する事項

(設計費の支払い)

- 第86条 受注者は、第30条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して設計費の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(施工費の支払い)

- 第87条 受注者は、第69条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項 において同じ。)の検査に合格したときは、施工費の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に施工費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第69条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項に おいて「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その 遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超 えた日において満了したものとみなす。

(前金払)

- 第88条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事の前金払いに関する事務処理要領に基づき、施工費の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に 関し、契約書記載の工事業務完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証書 を発注者に寄託して、発注者の定める公共工事の前金払いに関する事務処理要領に基づ き、施工費の10分の2以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規 定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者 又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合に おいて、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から請求があったときは、直ちに認定 を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、施工費が著しく増額された場合においては、その増額後の施工費の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けている場合には10分の6)から受領済み の前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下、この 条から第90条までにおいて同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払 いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、施工費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の施工費の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を

超えるときは、受注者は、施工費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第91条若しくは第95条又は第92条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適 当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。 ただし、施工費が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ年2. 5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)
- 第89条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、施工費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない施工期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 第90条 受注者は、前払金をこの工事業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事業務において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

(前払金の使用等)

- 第91条 受注者は、工事業務の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第50条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する施工費相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、施工期間中 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分 又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者 に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。こ

の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の施工費相当額は、発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内 に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の施工費相当額×(9/10-前払金額/施工費)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合における部分払金の額は、前項で算出した部分払金の額から「既に部分払をした額」を控除するものとする。

(部分引渡し)

- 第92条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事業務が完了したときについては、第69条中「工事業務」とあるのは「指定部分に係る工事業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第87条中「施工費」とあるのは「部分引渡しに係る施工費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第87条第1項の規定により請求することができる部分引渡 しに係る施工費の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する 施工費の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により 準用される第87条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注 者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る施工費の額=指定部分に相応する施工費の額×

(1-前払金額/施工費)

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

第93条 継続費又は債務負担行為(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約において、 各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次の とおりとする。

年	度	円
年	度	円
年	度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年	度	円
年	度	円
年	度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第一項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第94条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前払金については、第88条中「契約書記載の工事業務完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事業務完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第89条中「施工費」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第91条第1項の施工費相当

額(以下この条及び次条において「施工費相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計 図書に定められているときには、同項の規定により準用される第88条第1項の規定にかか わらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求すること ができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて 支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第88条第1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中 間前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における施工費相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第88条第1項の規定にかかわら ず、受注者は、施工費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度 の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における施工費相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前 払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第89条第3項の規定を準用 する。

(債務務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第95条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における施工費相当額が前会 計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当 該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。た だし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期 以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第91 条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦施工費相当額×9/10 - (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) - {施工費相当額- (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

ただし、年度末における部分払の額については、上記計算式中9/10とあるのを10/10と 読み替えるものとする。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年度
 回

 年度
 回

 年度
 回

(第三者による代理受領)

第96条 受注者は、発注者の承諾を得て施工費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理 人とすることができる。 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、 当該第三者に対して第87条 (第92条において準用する場合を含む。)又は第91条の規定に 基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事業務中止)

- 第97条 受注者は、発注者が第88条、第91条又は第92条において準用される第87条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事業務の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは施工期間若しくは施工費を変更し、又は受注者が工事業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第5章 その他

(受注者の損害賠償請求等)

- 第98条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第39条、第40条、第77条又は第78条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第31条第1項又は第71条第2項(第77条において準用する場合を含む。)の規定による契約 金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができ る。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第99条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求 に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約 金額。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは、受注者に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して

行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

- 第100条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(相殺)

- 第101条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発 注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する 期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。 (補則)
- 第102条 この契約に定めのない事項については、赤穂市財務規則(昭和39年赤穂市規則 第6号)及び赤穂市契約規程(昭和39年赤穂市訓令甲第3号)によるほか必要に応じて、 発注者と受注者とが協議して定める。